

平成 30 年度株式会社民間資金等活用事業推進機構の
業務の実績評価について

令和 2 年 3 月 23 日

～目次～

1. 背景
2. 平成 30 年度の業務の実績評価について
3. 具体的な評価
 - I. 支援決定の実績等について
 - II. 収入・支出予算の執行について
 - III. 支援基準との適合性について
 - IV. 官民ファンドの運営に係るガイドライン対応状況について
 - V. KPI の達成状況について
4. 総括

別紙 平成 30 年度に支援決定を行った案件概要

(参考) 基本情報

- I. 本社
- II. 資本金
- III. 役員の状況
- IV. 従業員の状況
- V. 組織図
- VI. 決算の概要
- VII. 支援基準

1. 背景

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業（選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。）又は特定選定事業を支援する事業（以下「特定選定事業等」と総称する。）を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もって我が国において特定事業を推進することを目的として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の株式会社として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）に基づき、平成 25 年 10 月 7 日に設立され、6 年超が経過したところである。

PFI 事業の推進は、「経済財政運営と改革の基本方針 2019（骨太方針）」、「成長戦略フォローアップ案」でも重点施策とされており、平成 30 年度には 73 件実施、累計 740 件と案件数は年々増加しているものの、例えば人口 20 万人未満の市区町村で PFI 事業の実施経験ある団体は約 1 割にとどまるなど、PFI 事業に対する理解の不足や不慣れも手伝って、未だ十分には普及していない。

一方で、公共施設等の老朽化は急速に進行しており、地方公共団体は、公共施設等総合管理計画、個別施設計画等を策定し、公共施設等の集約化や建替えなどを計画的に進めているところである。この集約化や建て替え等に当たっては、企画立案の段階から運営に至るまで民間事業者の意見を十分に取り入れ、そのノウハウと資金を積極的に活用する PFI 手法を導入し、財政負担の軽減、良好なサービス維持・提供、民間の事業機会の創出等につなげることが重要である。

こうした状況の中、特定事業への資金供給や地方公共団体や民間事業者等へのコンサルティング機能を役割とする機構への期待はますます高まってきているところである。

この報告書は、以上のような背景を踏まえて、法第 65 条第 1 項に基づき平成 30 年度の機構の業務の実績について評価したものである。

2. 平成 30 年度の業務の実績評価について

機構の業務の実績については、支援決定等が行われているか、内閣総理大臣が認可した収入・支出予算が適正に執行されているか、内閣総理大臣が定めた株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成 25 年内閣府告示第 232 号。以下「支援基準」という。）に沿って業務運営がされているかを基本として評価する。また、官民ファンド共通のテーマとして官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定）が決定され、これを踏まえて機構の中長期的な目標を掲げる KPI（目標時期及び数値目標をいう。）が設定されたことから、これらの達成状況についても評価している。

評価に当たっては、具体的な案件の支援決定に向けて実施した業務だけでなく、組織体制や規程類の整備等も含めて、機構が平成 30 年度に実施した業務を確認して評価している。

3. 具体的な評価

I. 支援決定の実績等について

i. 支援決定の実績等

平成 25 年 10 月 7 日の会社設立以降、平成 30 年度末までの機構の支援決定、支援実行等の実績は表 1 に示すとおり。

表 1. 平成 30 年度末までの支援決定等の実績（直接出融資）

	支援 決定額 ※1	支援 実行額	支援 決定数	支援 実行数 ※3	処分決定 件数
平成 25 年度	0.01 億円	0.01 億円	1	1	0
平成 26 年度	0.55 億円	0.05 億円	4	2	0
平成 27 年度	280 億円	234 億円	10	6	0
平成 28 年度	32 億円	65 億円	7	6	0
平成 29 年度	141 億円	11 億円	6	7	0
平成 30 年度	187 億円	164 億円	6	14	0
累計	641 億円	474 億円	33※2	36	0

※1 PFI 事業者に対する出資契約又は融資契約を締結した金額。

※2 女川町（宮城県）の水産加工団地排水処理施設整備等事業に対しては、平成 25 年度に出資、平成 26 年度に融資による支援を決定・実行していることから、累計上は 1 件として扱っている。

※3 PFI 事業者に対する出資契約又は融資契約を締結した件数。

平成 30 年度に決定された支援案件は、大阪大学箕面新キャンパス学寮施設整備運営事業、福岡空港特定運営事業等、（仮称）お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業、須崎市公共下水道施設等運営事業、高松空港特定運営事業等、大阪第 6 地方合同庁舎（仮称）整備等事業である。

また、機構は、PFI 事業推進のため、株主である地域金融機関のネットワーク等を活用して、地方公共団体に対して特定選定事業である PFI 事業を実施するよう働きかけている。

ii. 支援決定の実績等に関する評価

平成 30 年度に機構が民間事業者に対する支援を決定した実績は 6 件である。

事業分野は 3 つ、公共施設等の所在地は 2 府 3 県にわたっており、事業分野や公共施設等の所在地が分散され、機構が進めている地方公共団体や民間事業者に対する普及活動を積極的に実施した成果となっている。

II. 収入・支出予算の執行について

機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を内閣総理大臣に提出して、その認可を受けなければならないとされており（法第 58 条第 1 項）、また、毎事業年度終了後 3 月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないとされている（法第 60 条）。

そこで、収入・支出予算が適切に執行されているかについて、認可予算の額と実際の収入・支出の状況を比較して評価を行う。

i. 収入予算の執行

<出資金収入>

平成 30 年度における出資は行われていないことから、出資金収入は 0 円となっている。
また、平成 30 年度末時点の出資者は表 2 のとおりである。

表 2. 出資者一覧（平成 31 年 3 月 31 日時点）

財務大臣	株式会社十六銀行	株式会社福井銀行
株式会社あおぞら銀行	株式会社荘内銀行	株式会社福岡銀行
株式会社青森銀行	株式会社常陽銀行	芙蓉総合リース株式会社
株式会社秋田銀行	信金中央金庫	株式会社北越銀行
株式会社足利銀行	株式会社新生銀行	株式会社北都銀行
株式会社阿波銀行	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	株式会社北洋銀行
株式会社池田泉州銀行	第一生命保険株式会社	株式会社北陸銀行
株式会社伊予銀行	株式会社第四銀行	株式会社北海道銀行
株式会社岩手銀行	株式会社千葉銀行	株式会社みずほ銀行
NEC キャピタルソリューション株式会社	株式会社中国銀行	みずほ信託銀行株式会社
株式会社大分銀行	株式会社筑波銀行	株式会社みちのく銀行
株式会社大垣共立銀行	東京海上日動火災保険株式会社	株式会社三井住友銀行
株式会社鹿児島銀行	東京センチュリー株式会社	三井住友海上火災保険株式会社
株式会社紀陽銀行	株式会社東邦銀行	株式会社三菱 UFJ 銀行
株式会社京都銀行	株式会社東北銀行	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
株式会社群馬銀行	株式会社南都銀行	株式会社武蔵野銀行
興銀リース株式会社	株式会社西日本シティ銀行	明治安田生命保険相互会社
株式会社埼玉りそな銀行	株式会社日本政策投資銀行	株式会社山形銀行
株式会社佐賀銀行	日本生命保険相互会社	株式会社山口銀行
株式会社滋賀銀行	株式会社八十二銀行	株式会社山梨中央銀行
株式会社四国銀行	株式会社肥後銀行	株式会社横浜銀行
株式会社静岡銀行	株式会社百五銀行	株式会社りそな銀行
株式会社七十七銀行	株式会社百十四銀行	株式会社琉球銀行
株式会社十八銀行	株式会社広島銀行	※五十音順（財務大臣を除く。）

<借入金>

平成 30 年度末の借入金残高は 13,000 百万円であった。

表 3. 主要な収入データ

(単位：千円)

科目	収入予算額	収入額
(款) 出資金収入	4,000,000	0
(項) 政府出資金	3,000,000	0
(項) 民間出資金	1,000,000	0
(款) 借入金	63,000,000	13,000,000
(項) 政府保証債発行	13,000,000	13,000,000
(項) 政府保証借入	50,000,000	0
(款) 事業収入	490,100	2,836,844
(款) その他収入	10	113,607
合計	67,430,010	15,950,451

ii. 支出予算の執行

<貸付金>

平成 30 年度の貸付金は 16,504 百万円であった。

<出資金>

平成 30 年度の出資金支出は 0 円であった。

<事業諸費>

平成 30 年度の事業諸費は約 70 百万円であった。

<一般管理費>

平成 30 年度の一般管理費は約 389 百万円であった。

表 4. 主要な支出データ

(単位：千円)

科目	支出予算現額	支出額
(項) 貸付金	39,600,000	16,504,605
(項) 出資金	26,400,000	0
(項) 事業諸費	421,773	69,786
(目) 事業諸費	168,910	39,732
(目) 調査費用	28,176	171
(目) 旅費	23,037	4,054
(目) 支払利息	201,650	25,828
(項) 一般管理費	658,787	388,883
(目) 役職員給与	417,209	282,052
(目) 諸謝金	26,180	12,032
(目) 事務費	183,429	94,776
(目) 交際費	1,600	23
(目) 退職給与引当金繰入	24,282	0
(目) 固定資産取得費用	6,000	0
合計	67,146,825	17,421,942

iii. 収入・支出予算の執行に関する評価

平成 30 年度の機構の収入及び支出については、いずれも内閣総理大臣から認可された予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められなかった。今後、支援決定件数を増加させ、支援の実行により予算執行することを期待する。

Ⅲ. 支援基準との適合性について

法第 53 条第 1 項に基づき内閣総理大臣が定めた支援基準に従って機構の業務運営がされているかについて評価を行う。

i. 平成 30 年度に機構が支援決定を行った案件に関する適合性

支援基準においては、支援対象となる対象事業について、公共性・公益性、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用、収益面における出融資等適合性に係る基準を満たすべきとされている。

機構は平成 30 年度に 6 件の支援決定（別紙）を行ったが、当該案件に係る支援基準適合性は支援決定時に確認している。

ii. 機構の業務運営に関する適合性

(1) 出融資等業務全体としての長期収益性の確保

支援基準においては、特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、機構の業務期間全体に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めることとされている。

機構は、平成 30 年度には各種リスク分析により、資金回収の蓋然性が高く、機構の収益積み上げに貢献すると判断したものについて支援決定を行った。また、支援決定した案件についてモニタリングを実施することとしている。

なお、平成 30 年度末までに処分決定に至る案件等が生じておらず、具体的な収益性について評価を行う段階には至っていない。

(2) 出融資等業務全体としての分散出融資等

支援基準においては、支援の対象事業が特定の事業分野等に過度に偏ることのないよう、適切な出融資を行うことに努めることとされている。機構は、平成 30 年度に 6 件の支援決定を行ったが、事業分野は 3 つ、公共施設等の所在地は 2 府 3 県にわたっており、事業分野や公共施設等の所在地が分散されたポートフォリオにつながるものと考えられる。

(3) 個別出融資等案件に関する規律の確保

支援基準においては、事業・収支計画の精査、支援開始後のモニタリング等を適切に実施し、規律ある出融資等を行うこととしている。

平成 30 年度に支援決定した 6 案件について、機構では、投融資部において PFI 事業を実施する民間事業者の事業・収支計画や経営体制について審査し、財務管理部における審査を経て、民間資金等活用事業支援委員会で支援決定した。また、支援実行後には、投融資部等において事業の進捗状況をモニタリングする体制を整えている。

(4) 運用の透明性

支援基準においては、対象事業等について十分な情報開示に努めるとともに、対象事業者に対して投融資する民間金融機関等に対する必要な説明を適時適切に行うこととされている。

機構は、支援決定した案件について、支援決定日、案件内容に関する情報を機構のホームページにて公開しており、引き続き情報開示、説明に努めることとしている。

また、定期的に出融資先の事業者の財務情報や経営方針等の企業情報のモニタリングを行っており、引き続き情報開示及び説明に努めることとしている。

(5) 個別出融資等案件における民間金融機関・民間投資家等の補完

支援基準においては、対象事業の資金ニーズに対する民間金融機関等の投融資を補完する等類似の民間金融機関等の活動を不当に妨げることがないようにすることとされている。

機構は、こうした趣旨を踏まえて支援内容を決定することとしており、平成30年度末では、機構と民間の総出融資額が、機構の出融資額の19.4倍になっている。

(6) 責任ある出融資等執行体制の整備

支援基準においては、特定選定事業等支援を行う機構の役職員が責任をもって業務を行う出融資等執行体制を整備することとしている。

機構は、平成25年10月に設立され、執行体制の整備に努めてきたところであり、①支援検討プロセス、②支援検討におけるコンプライアンス体制の整備・運用については、以下のとおりである。

① 支援検討プロセス

機構は、出融資の金額にかかわらず、全ての個別案件について、案件形成を支援する段階、投融資部において支援を検討する段階、財務管理部において内部審査を実施する段階、代表取締役社長により決裁を行う段階、支援委員会において支援を決定する段階の5つの段階を経て、支援決定している。

なお、機構は、平成30年度末でファンドオブファンズに対する支援業務を行っておらず、当該業務に対応する内部牽制については、業務の具体化に応じて検討していく予定である。

➤ 案件形成を支援する段階

プロジェクト支援部が地方公共団体等へ赴き、PFI事業の案件形成を支援している。具体的には、PFIの制度や事例の紹介、PFI導入を検討している案件の相談、セミナー活動等を実施している。

➤ 投融資部において支援を検討する段階

実施方針が公表されたPFI事業に関して、民間事業者から機構に支援の要請があった場合、投融資部において当該案件を支援できるかどうかを判断している。具体的には、機構の支援対象である特定選定事業等であり、支援基準に適合していること等を確認できたものについて、事業の採算性等を精査し、機構による支援の企画立案業務を実施することとしている。

➤ 財務管理部において内部審査を実施する段階

投融资部門から独立する財務管理部が、企画立案された支援案件について、審査規程に基づき、事業計画・収支計画、資金調達スキームの妥当性及び機構の出融資条件並びに回収方法の妥当性等を審査している。

➤ 代表取締役社長により決裁を行う段階

機構として、企画立案された支援案件を支援委員会に付議することについて、社内決裁が行われる。

➤ 支援委員会において支援決定する段階

専門性及び独立性を具備する支援委員会が、主務大臣意見及び所管大臣意見を踏まえて、支援の対象とする事業者と支援の内容について決定する

② 支援検討におけるコンプライアンス体制の整備・運用

➤ 利益相反チェック

機構は、利益相反管理規程を定め、利益相反取引情報の収集及び定期的な取締役会への報告を行う体制を整備している。利益相反管理については、職員に周知するとともに、コンプライアンス委員会に取組状況が説明され、同委員長から取締役会に報告されることとされている。

なお、平成 30 年度において経営に重大な影響を与える、又は、取引先、機構等の利益が著しく阻害される利益相反に関する事案として報告された事例はなかった。

➤ 情報隔壁の構築

機構は、公共又は民間事業者候補と秘密保持契約を締結した場合には、社内システムにおけるアクセス制限措置を含め、電子媒体・メール・書類等の情報を隔離することとしている。

また、情報管理に係る社内研修を機構の職員全員に対して実施するとともに、職員の出向元にも機構の情報管理等を説明し、情報隔離の徹底を図っている。

(7) 東日本大震災からの復興への配慮

支援基準においては、特定選定事業等支援を行うに当たっては、東日本大震災からの復興に向けて被災地域等において行われる特定選定事業の推進に配慮することとされている。

機構は、東日本大震災で被災した宮城県女川町において、復興に向けた水産加工団地に必要な排水処理施設について、PFI 事業として整備・運営する事業者に対して平成 25 年度（出資）及び平成 26 年度（融資）に支援決定している。

また、機構は、東日本大震災で被災した仙台空港について、公共施設等運営権を活用して運営を行う事業者に対して平成 28 年度に支援決定している。

iii. 支援基準との適合性に関する評価

平成 30 年度に行われた 6 件の支援決定については、いずれも株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準に適合しており妥当であると認められる。また、機構の業務実績について支援基準の各項目に照らして特段の問題は認められなかった。今後、支援基準を遵守して支援決定実績を積み上げるとともに、支援実施後のモニタリングやポートフォリオマネージメント等を適切に実施することが期待される。

IV. 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況について

官民ファンドの運営に係るガイドラインに準拠して機構が業務を実施しているか評価を行う。

i. 運営全般（政策目的、民業補完等）

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 公的資金の活用であることに鑑み、法令上等の政策目的に沿って効率的に運営されているか。また、民業補完に徹するとともに、各ファンドの政策目的の差異、対象となる運用先の差異が適切に把握されているか。</p>	<p>法令上の政策目的に沿って的確に運営されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準等に則して、支援業務を実施することとしている。</p> <p>また、支援基準等において、「類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること」としており、それに基づき民業圧迫とならないよう、機構の役割は民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完することに徹して行われている。</p>
<p>② 政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか。</p>	<p>支援基準等において「特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、会社の業務期間全体に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めなければならない」として収益性の確保に努めることとしている。</p>
<p>③ 法令上等の政策目的に沿ってベンチャー企業支援や地域経済を支える地元企業（地域での起業を含む）支援等のために必要十分な資金供給等がな</p>	<p>特定選定事業等を実施する者を支援することとされており、以下のとおり、必要十分な資金供給等のために必要な組織構成となっている。（投資態勢）</p>

<p>されているか。また、そのために必要な組織構成（投資態勢、窓口体制、人材育成機能等）となっているか。</p>	<p>投融資部が PFI 事業を実施する地方公共団体・民間事業者からの相談に対応し、投資案件を立案。財務管理部の審査を経たうえで、支援委員会によって投資が決定される態勢となっている。</p> <p>（窓口体制） 地方公共団体や民間事業者等から支援に関する相談があった場合には、PFI 事業の進捗に応じてプロジェクト支援部又は投融資部が適時に対応する体制を整えている。</p> <p>（人材育成機能） 地域金融機関等から職員の出向を受け入れるとともに、自治体向けのセミナーを開催するなど地域人材の育成を積極的に行っている。</p>
<p>④ 各ファンドと民間のリスクマネー供給（民間のプライベートエクイティ、ベンチャーキャピタルファンドや銀行のメザニン等）との関係・役割分担等は適切に理解されているか。</p>	<p>ホームページにおいて、支援基準を公開するとともに、機構の設立趣旨、支援方法等の情報を公開することで、機構の支援対象及び民間のリスクマネー供給との関係・役割分担が周知されるよう措置している。</p> <p>また、地方公共団体への往訪や民間事業者等との意見交換を通じて、機構の設立趣旨、支援方法、選定までの期間、手続等について適切に説明を行うことで、機構の支援対象及び民間のリスクマネー供給との関係・役割分担が理解されるよう努めている。</p>
<p>⑤ ファンド全体の業績評価について、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施されているか。</p>	<p>官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議の決定を踏まえ、中長期的な指標である KPI を定め、業績を評価することとしている。</p> <p>また、上記業績評価の内容を官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議において報告している。</p>
<p>⑥ 支援が競争に与える影響を勘案したものとなっているか。</p>	<p>支援基準等において、「類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること」としており、それに基づき民業圧迫とならないよう、機構の役割は民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完することに徹して行われている。</p>
<p>⑦ サンセット条項の下、限られた期間内で民間プレイヤーの呼び水となり、将来民間で活躍できる事業創造の核となる人材を育成する目的が共有されているか。</p>	<p>限られた期間内で PFI 事業の普及の呼び水となるよう、人材育成に係る KPI を定め、地域金融機関等から職員の出向を受け入れるとともに、自治体向けのセミナーを開催するなど地域人材の育成を積極的に行っている。</p> <p>なお、地域金融機関等からの機構への受入人数や、多数の団体が参加する専門的なセミナーにおける参加者数等は、平成 30 年度末時点で累計 332 名となっている。</p>
<p>⑧ 閣僚会議及び幹事会に対して、各ファンドが政策目的にかなった運営を行っているかについての定期的な報告が、正確かつ透明性をもって行われているか。</p>	<p>閣僚会議及び幹事会に対する定期的な報告について、正確かつ透明性をもって報告を行っている。</p>

ii. 投資の態勢及び決定過程

(1) 投資の態勢

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 案件発掘及びデューディリジェンスを行う主体は十分な能力を保有しているか。	金融機関出身者等プロジェクトファイナンスの知識・能力を備えた職員を配置して案件発掘を行うとともに、監査法人出身者等を配置して具体的案件のデューディリジェンスを行う態勢を整えている。
② 投資に係る決定を行う組織の役割が明確化され、適切に開催され、機能しているか。	支援決定する際のプロセスは3. III ii (6) ①に記載のとおりであり、このプロセスに従い、支援決定がなされている。
③ 執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。	全取締役の過半数を占める社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から常勤取締役含む執行部を監視し、牽制する仕組みを導入している。
④ 投資に係る決定を行う組織を監視、必要に応じて牽制する仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。また、通常の投資に係る決定を行う組織から上位の決定を行う組織への重要な意思決定案件等の付議について、適切な仕組みのもとに行われるようになっており、機能しているか(大型案件、標準的な投資案件でない案件、想定内であっても初めて行う案件、利益相反が懸念される案件等の付議案件の明確化等)。	<p>投資に係る決定を行うにあたっては、まず投融資部門から独立する財務管理部が、投融資部を中心に企画立案された支援案件について、審査規定に基づき、事業計画・収支計画、資金調達スキームの妥当性及び出融資条件並びに回収方法の妥当性等を審査している。</p> <p>財務管理部の審査が通った案件に関しては、法第46条第1項第1号に定めるところにより、取締役会から独立した機関である支援委員会において支援決定を行うこととしている。支援委員会については、監査役の出席を求めていることとしている。</p> <p>さらに、支援決定前には、内閣総理大臣及び所管大臣に対する意見照会(法第54条第2項及び第4項)を行うこととしており、上記のプロセスにより投資に係る決定における監視、牽制が機能している。</p>
⑤ 投資プロフェッショナルの報酬は適切か(給与・賞与レベル、成功報酬、競業避止義務等の退職に関する制限の有無等)。	類似の民間金融機関・民間投資家等の慣行を踏まえ、職員の給与水準を定めるとともに、業績連動賞与を設けることとしている。
⑥ ファンドオブファンズとなる官民ファンドの場合、特にファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みの役割が明確化され、導入され、機能しているか。	平成30年度末でファンドオブファンズとしての支援業務を行っていない。今後、業務の具体化に応じて、ファンドオブファンズ業務を行うことに対応した監視、牽制の仕組みについて検討していく予定である。

(2) 投資方針

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 投資方針、チェック項目は、政策目的に沿って、適切なものか(業種、企業サイズ、事業ステージ、リスク選好度)	政策目的に沿って業務が実施されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準に則して、出融資等方針を作成し、投資方針のチェックを実施している。

等から見て、当該ファンド全体としての運用対象は政策目的に沿ったものか（標準類型等）。	
<p>② 投資に当たって、その定性面と定量面から以下の点は検討されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成長戦略への貢献の度合い、成長戦略との整合性の評価 ・ 民間資金の呼び水機能 ・ 民業圧迫（民間のリスクキャピタルとの非競合の担保等）の防止や競争に与える影響の最小限化（補完性、比例（最小限）性、中立・公平性、手続透明性の原則の遵守等） ・ 投資採算（投資倍率、回収期間、IRR等）、EXIT実現可能性の確認 ・ 利益相反事項の検証と確認（ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との条件の公平性等） 	<p>投資に当たってあらかじめ設定された支援基準等を遵守している。</p> <p>また、支援決定前に内閣総理大臣及び所管大臣に対する意見照会（法第54条第2項及び第4項）を行う場合においても、定性面と定量面の両面から投資の妥当性についての説明を行っている。</p> <p>さらに、支援委員会においても定性面と定量面の両面から投資の妥当性について検討を行ったうえで投資に関する決定を行っている。</p>

（3） 投資決定の過程

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 投資に係る決定を行う組織で政策目的に基づいた投資の基本的な方針等に従って検討されているか。また、適切な手続きによる審査を経て投資に係る決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。投資に係る決定を行う組織で否認された案件は適切な検証を経て否認されたか。</p>	<p>法令上の政策目的に沿って的確に運営されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準等に則して、支援業務を実施することとしている。</p> <p>また、個別案件の審査に関しては、投融資部門から独立する財務管理部が、投融資部を中心に企画立案された支援案件について、審査規定に基づき、事業計画・収支計画、資金調達スキームの妥当性及び出融資条件並びに回収方法の妥当性等を審査している。</p> <p>財務管理部の審査が通った案件に関しては、最終的には取締役会から独立した中立的な機関である支援委員会にて、支援の可否等につき決定される。</p>
<p>② 案件の選別は、持込投資案件総数、投資検討実施件数（DD実施件数）、投資に係る決定を行う組織への付議案件数、投資提案件数、投資決定案件数等からみて、適切に行われているといえるか。</p>	<p>支援に係る決定を行う組織としては支援委員会が該当するが、平成30年度において支援委員会に付議された案件数は6件であり、当該6件について適切に支援決定がなされている状況である。</p>

（4） 経営支援（ハンズオン）

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 経営支援（ハンズオン）を行うファンドにおいては適切に経営支援が行わ</p>	<p>原則として投資等に伴う経営支援（ハンズオン）は行わないため該当なし。</p>

れているか。	
--------	--

(5) 投資実績の評価及び開示

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 次の点を踏まえて、適切にモニタリングを行っているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表等の指標に基づくモニタリングの基準を設定する ・ 投資先企業の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握する ・ EXITの方法、時期は個別案件ごとに取決め、円滑な退出を確保する 	個別案件のモニタリングについては、一義的には投融資部の担当者が行っており、投融資先のSPCの財務状況や事業の見通し等につき、適宜確認している。また、各案件のモニタリング状況を財務管理部で集約し、年に2回、取締役会にて報告を行っている。 上記より、投融資先のSPCの返済能力に疑義が生じた場合等において、組織としてすぐに適切な対応が取れるよう、モニタリング体制が構築されている。
② 時価評価は適切に行われているか（内部評価と外部監査の有無）。	出資について決算時に時価評価することとしている。 また、当該内部評価が適切に行われていることを裏付けるため、監査法人による外部監査を受けている。
③ 個別案件及びファンド全体において、政策目的との関係で効果的な運用となっているか。（運用目標や政策目的の達成状況が事後検証可能な指標（KPI）等を個別案件において設定し評価を行っているか、また、ファンド全体のKPIについても設定、公表がされているか等）	個別案件及び機構全体に関して、KPIを定め、業績を評価することとしている。 KPIに関する評価については、「V. KPIの達成状況について」を参照。
④ 投資実績に対するモニタリングや評価の基本となるべき開示情報が、可能な限り数値化されているか。	個別案件のモニタリングについては、一義的には投融資部の担当者が行っており、投融資先のSPCの財務状況や事業の見通し等につき、適宜確認している。 また出資について決算時に時価評価することとしている。

(6) 投資の運用方針の見直し

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 投資の運用実績の評価に基づき、運営方針の変更等が適切に行われているか。（実績の評価、投資後のモニタリングにおいて、個別案件ごとのターゲット（PLやBS等の指標）、ターゲットから外れた場合の対応、個別案件のEXITを判断する基準、運用失敗の場合の判断基準とそれらの対応などが適切に行われているか）	個別の特定選定事業等支援案件について、支援開始後の公共施設等の稼働状況等のモニタリング並びに事業悪化時における当該関係者と連携した対応等を適切に実施し、事業の安定性と長期収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出融資を適切に行っている。

iii. ポートフォリオマネージメント

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 個別の案件でのリスクテイク（その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか）とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネージメントは適切に行われているか。またポートフォリオマネージメントを確保する態勢（責任者、組織等）は整備されているか。</p>	<p>対象案件が、特定の事業分野等に過度に偏ることのないよう分散出融資に努め、全体のポートフォリオを構成している。</p> <p>平成 30 年度末時点における累計の支援決定件数は 33 件であるが、事業分野は 14 つ、公共施設等の所在地は 1 道 1 都 2 府 15 県にわたっており、事業分野や公共施設等の所在地が分散されている。</p> <p>また、財務管理部、経営会議及び取締役会においてポートフォリオマネージメントを行う。</p>
<p>② 投資実績、運用実績を評価し、運用方針の変更などを行える態勢が整備され、機能しているか。そのために必要な投資後のモニタリングについては、投資チームとは別のチームが行う等、態勢が適切に整備されているか。</p>	<p>個別の特定選定事業等支援案件について、支援開始後の公共施設等の稼働状況等のモニタリング並びに事業悪化時における当該関係者と連携した対応等を適切に実施し、事業の安定性と長期収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出融資を適切に行っている。また、投資実績、運用実績の評価について必要なモニタリングについては、まず投融資部が、投融資先の SPC の財務状況や事業の見通し等につき確認した上で、各案件のモニタリング状況を財務管理部で分析評価し、年に 2 回、取締役会にて報告を行っており、必要な態勢が適切に整備されている。</p>

iv. 民間出資者の役割

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 民間出資者に求める役割が明確化されているか。</p>	<p>民間出資者に対して、機構に対する出資とともに、PFI 事業の普及への協力を求めている。例えば、出資者である地方銀行のネットワークを通じて地方公共団体を訪問し、公共施設等の整備等を PFI 事業として実施するよう働きかけを行っている。</p>
<p>② 各ファンドの投資案件に対する民間出資者のインセンティブや動機は確認されているか。</p>	<p>出資者は金融機関等であり、リスクマネーの供給や PFI 事業の拡大によるインフラ投資市場の整備を期待している。機構の個別の投資案件については、株主総会や事業報告を通じて説明し、民間出資者からも意見を聴くなどして確認している。</p>
<p>③ 民間出資の条件（手数料や成功報酬、特別な利益供与などのサイドレターの有無、案件によるオプトアウト条項（競合他社への出資の忌避等）の有無、出向者やオブザーバーでの受入の有無等）は適切なものか。</p>	<p>民間からの出資は国からの出資条件と同等の普通株式となっており、適切なものである。</p>
<p>④ 各ファンドは民間出資者に対して、民間ファンドと民間出資者との関係性を参考にし、投資実績を適時適切に報告し</p>	<p>支援決定時における支援内容（案件名、事業者名、支援決定日）について適時、自社ホームページにおいて公表している。</p>

<p>ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資決定時における投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、決定プロセスや決定の背景の適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、説明責任を果たしているか。 投資実行後において、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等について、適時適切に報告しているか。 	<p>支援実行後においても株主総会を通じて上記の支援状況等を民間出資者に対して報告している。</p>
---	--

v. 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
<p>① 監督官庁及び出資者としての国と、投資方針の政策目的との合致、政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小限化等について、必要に応じ国からの役職員の出向を可能とする措置を講じるなど、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築しているか。</p>	<p>国から5名の職員を出向者として受け入れ、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築している。</p>
<p>② 投資決定時における適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、国民に対しての説明責任を果たしているか。</p>	<p>支援決定時及び支援決定後において支援内容（案件名、事業者名、支援決定日）について、自社ホームページや事業報告書にて公表している。</p>
<p>③ 監督官庁であり出資者である国が、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、各ファンドによる投資内容及び投資実行後の状況等について適時適切に把握するため、各ファンドは次の事項について、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資内容（投資先企業名、事業内容、投資額等）、投資決定のプロセスや背景等 投資実行後における、適切な評価に基づく、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出（EXIT）方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等 	<p>支援決定前に内閣総理大臣及び所管大臣に対する意見照会（法第54条第2項及び第4項）を行う場合においても、定性面と定量面の両面から投資の妥当性についての説明を行っている。</p> <p>また、投資決定後の個別案件のモニタリングについては、まず投融資部が、投融資先のSPCの財務状況や事業の見通し等につき確認した上で、各案件のモニタリング状況を財務管理部で分析評価し、年に2回、取締役会にて報告を行っている。</p>

<p>④ 守秘義務契約により上記の運用報告が妨げられる場合において、当該守秘義務契約の存在及びその理由についての事前の説明も含め適切に報告しているか。</p>	<p>支援対象事業に関して、事業者との守秘義務契約を締結した場合には、監督官庁に対してその旨を報告している。</p>
---	--

vi. 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況に関する評価

平成 30 年度の機構の業務実績について官民ファンドの運営に係るガイドラインに照らして特段の問題は認められなかった。今後とも、ガイドラインを遵守して業務実績を積み上げていくことが期待される。

V. KPI の達成状況について

機構は、法第 31 条（機構の目的）を達成するべく、同条に沿って i. 機構の資金供給、ii. インフラファンド市場の育成（需要変動リスクの伴うインフラ整備等に対する民間投資の喚起）、及び、iii. 利用料金収入で資金回収を行う PFI 事業の普及、という 3 項目について KPI を設定している。

そこで、機構の KPI に対し平成 30 年度末時点における達成状況を示し評価を行う。

i. 機構の資金供給

(1) 支援案件の事業規模

（機構が資金供給を行った案件の事業規模の合計金額）

目標時期及び数値目標	平成 30 年度末における達成状況
平成 34 年度末までに 7 兆円	7 兆 1,750 億円

(2) 機構の収益率

（総収入額÷総支出額）

数値目標	平成 30 年度末における達成状況
1.0 倍超	1.02 倍

ii. インフラファンド市場の育成

（需要変動リスクの伴うインフラ整備等に対する民間投資の喚起）

(1) 呼び水効果：民業補完

（[機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額]の平均値）

数値目標	平成 30 年度末における達成状況
3.0 倍以上	19.4 倍

(2) 民間インフラファンド組成に向けた取組み

（民間インフラファンド組成のための実務的な打合せを行った事業者数）

目標時期及び数値目標	平成 30 年度末における達成状況
平成 34 年度末までに 20 社	13 社

iii. 利用料金収入で資金回収を行う PFI 事業の普及

(1) 市場関係者へのアドバイス件数

（地方公共団体、地域金融機関、事業者等への具体的なアドバイスを行った案件数）

目標時期及び数値目標	平成 30 年度末における達成状況
平成 34 年度末までに延べ 1,200 件	948 件

(2) 地域人材の育成・ノウハウ提供

（機構への受入、支援案件、専門的なセミナーを通じた地域における人材の育成の状況）

目標時期及び数値目標	平成 30 年度末における達成状況
平成 34 年度末までに延べ 500 名	332 名

- (3) 利用料金収入で資金回収を行う PFI 事業の件数
(平成 25 年度 10 月設立以降の事業の件数)

目標時期及び数値目標	平成 30 年度末における達成状況
機構の事業期間 (14.5 年) に 100 件	99 件

iv. KPI の達成状況に関する評価

7 つの KPI について達成状況を評価したところ、平成 30 年度末時点でそれぞれ順調に成果を積み上げているものと認められた。今後とも、KPI の達成を目指して、業務を実施していくことが期待される。

4. 総括

今回、機構が平成 30 年度に実施した業務の実績評価を行ったところであるが、総括的に見れば、PFI 事業を行う民間事業者に対する資金供給機能、地方公共団体や民間事業者、地域金融機関等に対するコンサルティング機能を適切に発揮し、幅広い地域・分野における支援を行っており、着実に支援実績を積み上げている。

収入・支出については、認可予算の範囲内で政府保証債や政府保証借入を中心に機構の投融資額に応じて借入を行うとともに、支出面では特に一般管理費に関して、当初計画よりも削減を進めており、効率的な経営に努めている。こうした支援実績の積み上げや経営効率化の努力によって、機構の経常利益は、平成 28 年度より 3 年連続単年度黒字を達成し、平成 30 年度期末には累積黒字に転換している。

また、業務運営についても国が定める各種基準及び官民ファンドの運営に係るガイドラインに照らして、おおむね適切に実施されており、官民ファンドとして機構に求められている社会的役割を果たしているものと評価する。

なお、平成 29 年度の実績評価において指摘した事項など各取組状況と今後の期待については以下の通り。

①地方案件等への積極的な支援について

平成 30 年度においては福岡空港のコンセッション案件など国の重点分野を中心に幅広くリスクマネーを供給しており、独立採算型等の PFI 案件の普及に貢献している。機構はこれまでの取組を通して地方公共団体や地域金融機関等との関係を深めており、これらのネットワークを活用し、引き続き、コンセッションのほか、地方創生につながるような地方案件等への積極的な支援を強化していくことを期待する。

②業務推進体制の充実について

金融機関など多様な主体からの出向者のノウハウを最大限活用するなどの配置上の工夫等により、案件形成やアドバイザー機能の強化とともに、事業計画審査、モニタリング体制の充実を図っている。引き続き、限られた人員体制の中で、求められる役割を十分発揮していくための業務推進体制の確保を行っていくことを期待する。

③地域人材育成について

地域金融機関等を対象とした専門的なセミナーの開催、PFI 事業に関するノウハウの提供などにより地域人材の育成を行っている。今後も地域人材の育成に積極的に関わっていくことを期待する。

④PR 活動等の取組について

プロジェクト支援部を中心に、地域金融機関や地方自治体が主催するセミナー等を通じた PR 活動を積極的に行っており、引き続き、これらに積極的に取組むことにより、機構の役割を PR しつつ、地域における PFI の普及につなげていくことを期待する。

⑤情報開示の一層の充実について

現在、支援決定時における支援内容等について、HP にて公表するとともに、事業報告、計算書類及び監査報告書を公表し、業務活動等の情報開示を適切に行っている。今後は、支援案件の概要や地域金融機関との協働、人材育成の実績等についても HP 等で紹介するなど、情報開示を一層充実されることを期待する。

機構におかれては、本実績評価を踏まえ、官民ファンドとして求められる社会的役割に一層応えることができるよう、引き続き、適切に業務を行っていくことを期待する。

PFI 推進機構による支援決定について

(1) 大阪大学箕面新キャンパス学寮施設整備運営事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	PFI 阪大箕面コ・クリエーションハウス株式会社 (代表企業：パナソニックホームズ株式会社)
② 支援決定日	平成 30 年 7 月 13 日
③ 支援実行日	調整中
④ 支援金額	調整中
⑤ 事業概要	本事業は、大阪大学箕面キャンパスの移転が計画されており、本件 PFI 事業にて、箕面新キャンパスの学生寮を整備するもの。大学の国際競争力強化及び「多様な知の協奏と共創」に貢献することを目指し、日本人学生と外国人留学生が日常的に交流する混在型学寮を整備・維持管理・運営することを目的とするものである。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、大阪大学の学寮施設を対象としており、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、学寮の家賃収入を事業者の収入とすることとされており、民間資金・経営能力及び技術的能力が活用され、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI 事業として実施することで、VFM (Value For Money) が見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	大阪大学箕面新キャンパス学寮施設整備運営事業は、国立大学法人大阪大学が実施する学寮等の整備、維持管理及び運営等を行う PFI 事業であり、事業収入等で費用を回収する PFI 事業として、PPP/PFI 推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及び PFI の更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング状況	
① 平成 30 年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資契約の締結に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(2) 福岡空港特定運営事業等

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	福岡国際空港株式会社 (代表企業：福岡エアポートホールディングス(株))

② 支援決定日	平成 30 年 8 月 29 日
③ 支援実行日	調整中
④ 支援金額	調整中
⑤ 事業概要	本事業は、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港経営を実現するものであり、本事業により、空港及び空港周辺地域の活性化を推進し、もって内外交流人口拡大等による地域活性化、地域の振興・発展が期待されている。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ運営権者に空港運営事業を実施させるとともに、本空港における上記施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港運営を実現することを目的とした事業であり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、公共施設等運営権事業に該当することから、民間資金・経営能力及び技術的能力が活用され、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業の実施により、国は運営権対価として 4,460 億円を受取る。運営権対価の一部は福岡空港の滑走路増設事業費用に充てられる予定であり、効率的・効果的な事業であると考えられる。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	福岡空港特定運営事業等は、福岡空港に運営権を設定し、民間事業者に特定運営事業等を実施させるものであり、公共施設等運営権制度を活用した P F I 事業として、PPP/P F I 推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及び P F I の更なる推進に貢献するよう努められたい。
② 所管大臣意見 (国土交通大臣)	異議はない。
4. モニタリング状況	
① 平成 30 年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資契約の締結に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(3) (仮称) お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	株式会社宇治まちづくり創生ネットワーク (代表企業：NEC キャピタルソリューション)
② 支援決定日	平成 30 年 12 月 14 日
③ 支援実行日	調整中
④ 支援金額	調整中
⑤ 事業概要	本事業は、国史跡「宇治川太閤堤跡」の保存・活用を図り、且つ名産である宇治茶を含む宇治の歴史・文化を総合的に分かりやすく伝え、宇治茶に関する様々な体験ができる観光交流の場とすることにより、周辺地域と連携して宇治の観光振興及び地域振興

	を図ることを目的としている。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	対象施設は、ミュージアム等の歴史・文化の情報発信施設であり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、ミュージアムの利用料金等を事業者の収入とする混合型事業であり、民間資金・経営能力及び技術的能力が積極的に活用され、効率的・効果的な整備等を実現するものと見込まれる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、PFI 事業として実施することで、VFM (Value For Money) が見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	(仮称) お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業は、宇治市が実施する観光交流センター等の整備、維持管理及び運営等を行う P F I 事業であり、事業収入等で費用を回収する P F I 事業として、P P P / P F I 推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及び P F I の更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング状況	
① 平成 30 年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資契約の締結に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(4) 須崎市公共下水道施設等運営事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	新設 SPC (代表企業：(株)NJS)
② 支援決定日	平成 30 年 11 月 28 日
③ 支援実行日	調整中
④ 支援金額	調整中
⑤ 事業概要	本事業は、人口減少等により現状のまま推移すると事業の存続が困難と見込まれる須崎市の公共下水道事業等について、公共下水道事業に加え漁業集落排水処理施設事業等を含めて事業化することで、民間事業者の創意工夫や経験等を活かした対象施設の一体的な運営を行い、効率的かつ質の高い公共サービスの提供を図ることができる事業である。 また本事業は、管渠を運営権設定の対象に含む初の下水道フルコンセッションであり、かつ、包括的民間委託との併用等、事業化のための工夫が随所にみられる事業であることから、今後の同分野におけるコンセッション推進において極めて重要な事業であり、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした施設計画や事業計画に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び運営を一体的に行うことにより、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されることが期待される。

2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業の対象施設は、下水道施設、漁業集落排水処理施設、クリーンセンター等であり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、公共下水道施設だけでなく、クリーンセンター等の運営を民間の資金及び技術的・経営的能力を活用し、一体的かつ機動的に行うことを目的とした事業であり、効率的・効果的な事業と認められる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、導入可能性調査においてVFM (Value For Money) が見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	須崎市公共下水道施設等運営事業は、須崎市公共下水道施設等に運営権を設定し、民間事業者に特定事業等を実施させるものであり、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業として、PPP/PFI推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング状況	
① 平成30年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資契約の締結に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(5) 高松空港特定運営事業等

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	高松空港株式会社 (代表企業：三菱地所株)
② 支援決定日	平成31年1月25日
③ 支援実行日	調整中
④ 支援金額	調整中
⑤ 事業概要	本事業は、国が高松空港本来の役割を最大限発揮させるために、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ運営権者に空港運営事業を実施させるとともに、本空港における施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的かつ機動的な空港運営を実現するため、本事業を実施するものであり、これにより、空港及び空港周辺地域の活性化を推進し、もって内外交流人口拡大等による地域活性化を図ることができる。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、航空輸送の安全性や空港の公共性を確保しつつ運営権者に空港運営事業を実施させるとともに、本空港における上記施設の運営を統合し、民間の資金及び経営能力の活用による一体的機動的な空港運営を実現することを目的とした事業であり、高い公共性及び公益性を有する。

② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、公共施設等運営権事業に該当し、民間資金・経営能力及び技術的能力が活用され、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。
③ 収益面における出融資等適合性	本事業は、導入可能性調査においてVFM (Value For Money) が見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。 また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	高松空港特定運営事業等は、高松空港に運営権を設定し、民間事業者に特定運営事業等を実施させるものであり、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業として、PPP/PFI推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。
② 所管大臣意見 (国土交通大臣)	異議はない。
4. モニタリング状況	
① 平成30年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資契約の締結に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(6) 大阪第六地方合同庁舎（仮称）整備等事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	PFI 大阪第6合同庁舎株式会社 (代表企業：株式会社大林組)
② 支援決定日	平成31年1月25日
③ 支援実行日	調整中
④ 支援金額	調整中
⑤ 事業概要	本事業は、事業敷地内の既存建物・地下在置物等の解体撤去を含む、大阪第6地方合同庁舎（仮称）、外構及び新設付属施設の施設整備、維持管理・運営を実施するものである。 また本事業は、様々な課題を踏まえ、基本的性能を確保したうえで災害応急対策活動を行う地方ブロック機関を核とする合同庁舎を整備し、将来起こりうる大規模災害の発生に備えた防災機能の強化、分散機能の集約化、地域と連携した庁舎整備により新たなまちづくり空間やにぎわいの創出等、地域の活性化に積極的に貢献するとともに、効率的な維持管理を図ることを目的とする。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、合同庁舎の新設であり、高い公共性及び公益性を有する。
② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用	本事業は、民間資金・経営能力の活用により、必須事業として福利厚生サービス提供業務、任意事業として、カフェ・駐車場・レンタサイクルなどを実施する予定であり、民間資金・経営能力及び技術的能力が活用され、公共施設等の効率的・効果的な整備が行われる。

③ 収益面における出 融資等適合性	<p>本事業は、導入可能性調査においてVFM (Value For Money) が見込まれており、効率的・効果的に事業を実施することが可能であると考えられ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営される。</p> <p>また、民間金融機関等からの十分な資金供給が見込まれており、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。</p>
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	<p>大阪第6地方合同庁舎(仮称)整備等事業は、近畿地方整備局が実施する庁舎等の整備、維持管理及び運営等を行うPFI事業であり、事業収入等で費用を回収するPFI事業として、PPP/PFI推進アクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。</p> <p>機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。</p>
② 所管大臣意見 (国土交通大臣)	異議はない。
4. モニタリング状況	
① 平成30年度末における本件の状況	<p>機構は、事業者に対する融資契約の締結に向けて調整しているところである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。</p>

(参考) 基本情報 (平成 31 年 3 月 31 日時点)

I. 本社

東京都千代田区大手町 1 丁目 6 番 1 号大手町ビル 8F

II. 資本金

100 億円 (出資金額 : 政府 100 億円、民間 100 億円)

※出資総額のうち、2 分の 1 は資本準備金とされている。

III. 役員の状況

役職	氏名	重要な兼職状況
○代表取締役会長	渡 文明	JXTG ホールディングス株式会社 名誉顧問
○代表取締役社長	半田 容章	
◎社外取締役	松田 修一	早稲田大学 名誉教授 株式会社コメリ 社外取締役 株式会社ミロク情報サービス 社外取締役
○社外取締役	上村 多恵子	京南倉庫株式会社 代表取締役
○社外取締役	宮本 和明	パシフィックコンサルタンツ株式会社技術顧問 東京都市大学教授 東北大学名誉教授
社外監査役	田知本 章	奥野総合法律事務所・外国法共同事業顧問 公認会計士
社外監査役	志田 康雄	ブレイクモア法律事務所パートナー弁護士

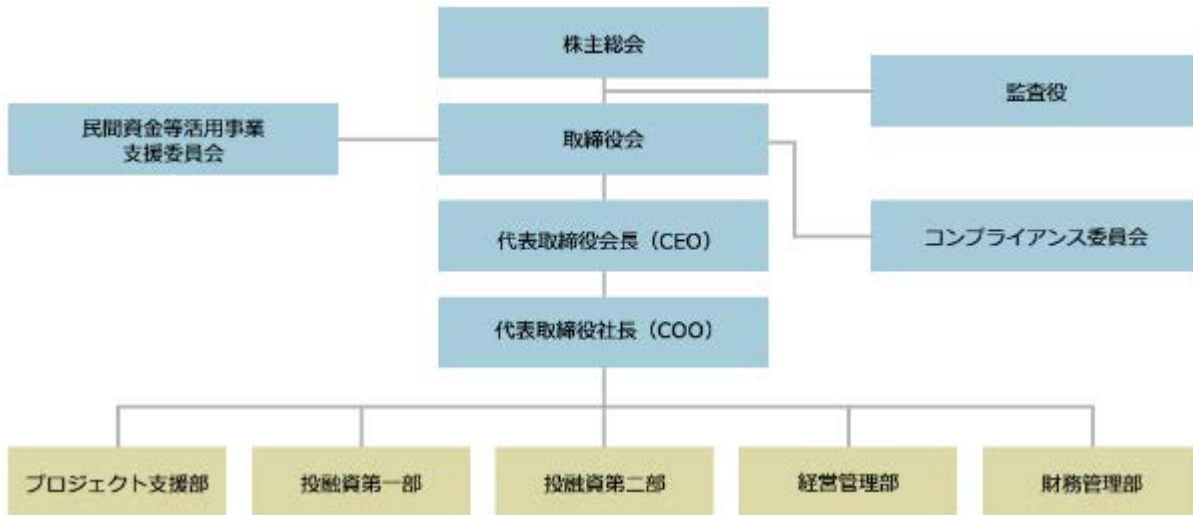
注) ◎ : 支援委員会委員長 ○ : 支援委員会委員を表している。

IV. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17 名	1 名	41.6 歳	2.08 年

注) 出向者を含み、派遣社員を除く。

V. 組織図



VI. 決算の概要

機構における決算概要は以下に示すとおりである。なお、計算書類等については、会計監査人による監査を受けるとともに、事業報告については監査役による監査を受けている。

(1) 財産及び損益の状況

区分	第3期 (平成27年度)	第4期 (平成28年度)	第5期 (平成29年度)	第6期 (平成30年度)
営業利益又は損失(△)(百万円)	△280	76	474	962
経常利益又は損失(△)(百万円)	△275	67	458	951
当期純利益又は損失(△)(百万円)	△281	66	457	876
1株当たり 当期純利益又は損失(△)(円)	△703.38	166.38	1,142.14	2,189.24
総資産(百万円)	34,016	39,098	39,513	53,436
純資産(百万円)	18,945	19,011	19,469	20,344
1株当たり 純資産額(円)	47,362.86	47,529.24	48,671.38	50,860.63

(2) 貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	53,321,656	流 動 負 債	15,059,546
現 金 及 び 預 金	9,775,407	一年以内返済予定の長期借入金	15,000,000
有 価 証 券	1,000,000	未 払 金	7,112
営 業 投 資 有 価 証 券	3,161,000	未 払 法 人 税 等	40,045
営 業 貸 付 金	39,255,836	賞 与 引 当 金	4,856
そ の 他	129,412	そ の 他	7,531
固 定 資 産	67,756	固 定 負 債	18,032,272
有 形 固 定 資 産	10,052	社 債	18,000,000
建 物	8,643	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	22,946
工 具 器 具 備 品	1,408	退 職 給 付 引 当 金	9,326
無 形 固 定 資 産	302	負 債 合 計	33,091,818
投 資 そ の 他 の 資 産	57,401	(純 資 産 の 部)	
敷 金	49,376	株 主 資 本	20,344,254
繰 延 税 金 資 産	7,933	資 本 金	10,000,000
そ の 他	91	資 本 剰 余 金	10,000,000
繰 延 資 産	46,659	資 本 準 備 金	10,000,000
社 債 発 行 費	46,659	利 益 剰 余 金	344,254
		そ の 他 利 益 剰 余 金	344,254
		繰 越 利 益 剰 余 金	344,254
		純 資 産 合 計	20,344,254
資 産 合 計	53,436,072	負 債 ・ 純 資 産 合 計	53,436,072

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 損益計算書 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

損益計算書

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	1,404,642
営業費用	442,647
営業利益	961,995
営業外収益	
受取利息	755
有価証券利息	322
雑収入	463
営業外費用	
創立費償却	7,992
社債発行費償却	3,959
経常利益	951,584
税引前当期純利益	951,584
法人税、住民税及び事業税	83,819
法人税等調整額	▲ 7,933
当期純利益	875,698

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書 (平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

株主資本等変動計算書

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

(単位：千円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	10,000,000	10,000,000	531,444	19,468,555	19,468,555
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	-	-	875,698	875,698	875,698
当 期 変 動 額 合 計	-	-	875,698	875,698	875,698
当 期 末 残 高	10,000,000	10,000,000	344,254	20,344,254	20,344,254

(注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅶ. 支援基準

株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準（平成二十五年内閣府告示第二百三十二号）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第五十三条第一項の規定に基づき、株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準を次のとおり定めたので、同条第三項の規定に基づき、これを公表する。

株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）が特定選定事業等支援の業務の実施並びに特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次の1から3までのいずれの事項も満たすこととする。

1 支援対象となる対象事業が満たすべき基準

機構が特定選定事業等支援を行おうとする対象事業者による事業（以下「対象事業」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれの事項も満たすこととする。

その際、対象事業に関する特定選定事業が、以下のプロセスを経たものであることに留意することとする。

- ・ 公共施設等の管理者等により公平性及び透明性の確保の観点から行われる特定事業の実施方針の策定・公表手続
- ・ 公共施設等の管理者等により公平性及び透明性の確保の観点から行われる特定事業の評価・選定・選定結果等の公表手続
- ・ 公共施設等の管理者等が公募の方法等により民間事業者を選定する場合において、当該民間事業者により経営能力、技術的能力及び収益性の観点から行われる検討等

(1) 公共性・公益性

対象事業が、地域経済の活性化を含む我が国経済の成長力強化に寄与するために民間の事業機会の創出及び民間主体の資本市場の確立を促進させるとの観点を踏まえつつ、一定の公共性・公益性を有するものであること。

(2) 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用

対象事業に関する特定選定事業が、例えば、次の①から③までのような事業形態を始めとして、公共施設等の管理者等と民間事業者が協力し、当該民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用する形で、当該民間事業者が公共施設等の整備等の事業を実施することにより、公共施設等の効率的・効果的な整備等を実現するものであること。

① 公共施設等運営権の活用

公共施設等運営権に基づき公共施設等の運営等を民間事業者が行うことにより、自由度の高い事業運営を可能とするものであること。

② 附帯収益事業の活用

民間事業者が、例えば、次のア又はイのように、公共施設等の一部や余剰部分等を活用して附帯事業である収益事業を行うことにより、公共施設等の整備等の事業に寄与するものであって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の効率的・効果的な実施のために必要であると認めるもの。

ア 合築型事業

公共施設等と民間収益施設等との合築建築の場合において民間事業者が実施する民間収益施設等の整備等の事業であって、公共施設等の管理者等が必要であると認めるもの。

イ 併設型事業

併設等の形態により民間事業者が実施する民間収益施設等の整備等の事業であって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の実施に資すると認めるもの。

③ 公的不動産の有効活用など民間事業者による提案の活用

民間事業者の提案に基づき、当該民間事業者が公的不動産を有効利用するなどの形で、公共施設等の整備等の事業と民間収益施設等の整備等の事業とを一体的に実施すること等により、公共施設等の管理者等と当該民間事業者が協力して、付加価値の一層高い事業実施を可能とするものであって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の効率的・効果的な実施のために必要であると認めるもの。

(3) 収益面における出融資等適合性

対象事業が、次の①から④までのいずれの事項も満たすこと。

① 効率的・効果的な事業と見込まれること

対象事業が、効率的・効果的な事業であることが見込まれること。

② 適切な事業計画であること

対象事業の事業計画及び資金計画が、長期にわたり安定的な収入が見込まれる等、適切な内容であること。

③ 民間金融機関・民間投資家等からの十分な資金供給が見込まれること

民間金融機関・民間投資家等からの十分な直接又は間接の投融資による資金供給が行われることが見込まれること。

④ 出融資等を行う資金の回収の蓋然性が高いと見込まれること

機構の支援開始後一定期間内に、出融資等を行う資金の適切な回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれること。

2 特定選定事業等支援の全般について機構が満たすべき事項

機構が特定選定事業等支援を行うに当たっては、対象事業に関する公共施設等の整備等に長期間を要するといった特性があることを踏まえ、長期にわたり安定的な業務運営を確保する観点から必要な事項は、次の(1)から(7)のいずれの事項も満たすこととする。

また、機構は、国の政策目的を実現するため、公的な資金を原資として特定選定事業等支援を行うことから、その設立趣旨に厳に即した出融資等を行うとともに、国の政策目的に即した出融資等業務の実施状況及び当該政策目的の達成状況等について、監督官庁であり出資者である国との間で、常時、密接に意見交換を行うための態勢を構築するものとする。

(1) 出融資等業務全体としての長期収益性の確保

特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、機構の業務期間全体に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めること。

(2) 出融資等業務全体としての分散出融資等

特定選定事業等支援の対象事業が、特定の事業分野等に過度に偏ることがないように、適切な分散出融資等を行うことに努めること。

(3) 個別出融資等案件に関する規律の確保

個別の特定選定事業等支援案件について、公共施設等の管理者等、民間金融機関・民間投資家等その他の関係者と連携しつつ、中長期的な観点及び事業年度毎の短期的な観点から事業・収支計画及び経営体制の精査、支援開始後の公共施設等の稼働状況等のモニタリング並びに事業悪化時における当該関係者と連携した対応等を適切に実施し、事業の安定性と長期収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出融資等を行うこと。

(4) 運用の透明性

特定選定事業等支援の対象事業についての対象事業者、民間金融機関・民間投資家等その他の関係者との間における情報の適正な取扱いに留意しつつ、①当該対象事業に関する公共施設等の稼働状況、②当該公共施設等の稼働の前提となる重要な許認可・免許、重要な契約に係る契約条件の状況、③その他当該公共施設等の整備等に起因する様々なリスク等について十分な情報開示に努めるとともに、機構又は機構が行う出融資等の対象となる対象事業者に対して投融資する民間金融機関・民間投資家等に対する必要な説明を適時適切に行うことにより、その運用の透明性を確保すること。

(5) 個別出融資等案件における民間金融機関・民間投資家等の補完

個別の特定選定事業等支援案件について、機構が我が国における特定選定事業に係る資金を調達することができる民間主体の資本市場の確立を促進するために先導的な出融資等を行う

との視点を十分に踏まえ、当該特定選定事業等支援の対象事業の資金ニーズに対する民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完するとともに、当該特定選定事業等支援の収益目標が類似の民間金融機関・民間投資家等の収益目標と比較して著しく異ならないようにする等、類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること。

(6) 責任ある出融資等執行体制の整備

類似の民間金融機関・民間投資家等の慣行を踏まえ、機構の役職員の賞与等に機構の業績、対象事業者の業績等を反映させる等、特定選定事業等支援を行う機構の役職員が責任をもって業務を行う出融資等執行体制を整備すること。

(7) 東日本大震災からの復興への配慮

特定選定事業等支援を行うに当たっては、東日本大震災からの復興に向けて被災地域等において行われる特定選定事業の推進に配慮すること。

3 出融資等手法に関する事項

(1) 間接出資に関する事項

① 支援対象となる対象事業者の選定に関する事項

機構は、次に掲げる全ての事項を満たす特定選定事業を支援する事業者（以下「特定選定事業支援事業者」という。）を、間接出資の支援対象となる対象事業者として選定するものとする。

ア 公的な資金を原資として特定選定事業等支援を受けることにかんがみ、当該特定選定事業支援事業者が上記1に規定する事項を遵守するとともに、一定の経営の安定性を有するものであって、業務遂行に必要な能力・経験を備えた担当者を配置し、利益相反管理を含む適切かつ十分な内部管理体制を構築し、特定選定事業の支援を確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たす見込みがあると認められるものであること。

イ 民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用及び経営の規律保持を図るため、当該特定選定事業支援事業者が次のいずれかの事項を満たすものであること。

(ア) 当該特定選定事業支援事業者の出資構成について、機構以外の者からの出資の合計額が機構の出資額以上となるものであること。

ただし、機構が当該特定選定事業支援事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

i 当該特定選定事業支援事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合

ii 機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額未満となることが一時的であると認められる場合

iii i及びiiに掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

(イ) 当該特定選定事業支援事業者が投融資を行う対象となる特定選定事業を実施する事業者の出資構成について、当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が当該特定選定事業支援事業者の出資額以上となるものであること。

ただし、機構が当該特定選定事業を実施する事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

i 当該特定選定事業を実施する事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が、当該特定選定事業支援事業者の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合

ii 当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が、当該特定選定事業支援事業者の出資額未満となることが一時的であると認められる場合

iii i及びiiに掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

ウ 当該特定選定事業支援事業者に対する機構の出資について、あらかじめ約した出資金額の枠内で、当該特定選定事業支援事業者からの資金要求に応じて、その都度払い込むものであることが契約において明らかにされていること。

② 特定選定事業支援事業者に対する要求等の対応に関する事項

機構は、次に掲げる方法により、支援対象となる特定選定事業支援事業者が本支援基準に規定する事項に即して特定選定事業の支援を行っているか否かを特定選定事業支援事業者との契約等に基づく報告要求、調査等を通じて確認するとともに、当該特定選定事業支援事業者に対する必要な要求等の適切な対応を行うものとする。

ア 報告の要求等

機構は、定期的に、又は必要に応じて、当該特定選定事業支援事業者であってその業務を執行する者（以下「業務執行者」という。）に対し事務の処理の状況その他の事項に関し報告を求め、又は当該特定選定事業支援事業者の業務及び財産の状況を調査確認するものとする。

イ その他の必要な対応

機構は、特定選定事業等支援を円滑かつ確実に実施する観点から、必要に応じて、当該特定選定事業支援事業者に対し、その他の適切な要求等を行うものとし、当該特定選定事業支援事業者が当該要求等に従わないときは、業務執行者の解任の提案等の適切な対応を行うものとする。

(2) 直接出資に関する事項

機構は、対象事業（特定選定事業を投融資により支援する事業を除く。以下同じ。）が上記 1 に規定する事項を満たしているにもかかわらず、民間金融機関・民間投資家等による匿名組合、投資事業有限責任組合等を経由した間接投融資が当該対象事業に対して十分に行われないう場合であって、当該対象事業に関する民間金融機関・民間投資家等の出資の意向、地域の実情、事業分野をめぐる状況等を十分把握し、それらを勘案して必要と認められるときは、当該対象事業を実施する対象事業者に対し直接出資（原則として優先株式の取得によるものとする。）を行うものとする。この場合において、機構は、次に掲げる全ての事項を満たすものとする。

- ① 公的な資金を原資として特定選定事業等支援を受けることにかんがみ、対象事業者が上記 1 に規定する事項を遵守するとともに、公共施設等の整備等の能力を有し、一定の経営の安定性を有するものであって、業務遂行に必要な能力・経験を備えた担当者を配置し、利益相反管理を含む適切かつ十分な内部管理体制を構築し、対象事業を確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たす見込みがあると認められるものであること。
- ② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用並びに経営の規律保持を図るため、当該対象事業者の出資構成については、機構以外の者からの出資の合計額が機構の出資額以上となるものであること。

ただし、機構が当該特定選定事業支援事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- i 当該対象事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合
- ii 機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額未満となることが一時的であると認められる場合
- iii 当該対象事業者が対象事業の実施を目的とする子会社等と対象事業を実施する場合において、対象事業者及び当該子会社等に対する機構以外の者からの出資の合計額が、対象事業者に対する機構からの出資額以上となる場合
- iv i から iii までに掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

(3) 融資等に関する事項

機構は、上記 3(1)又は(2)に準じて、融資等（原則として劣後貸付け又は劣後債券の取得によるものとする。）を行うものとする。

(注) この支援基準における用語のうち、「特定選定事業」とは、選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金のみを自らの収入として収受する事業又は利用料金に加え特定選定事業に要する費用に相当する金額の一部として公共施設等の管理者等から支払われるものについても自らの収入として収受する事業をいう。

また、その他用語のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）において定義が定められているものについては、その例による。